

個人情報漏えいのお詫びとご報告

この度、本町住民福祉部福祉課において、障害児福祉手当認定に関する通知書の送付作業を行った際、誤って別の対象者の通知書を同封して送付する事案が発生しました。町民の皆さまにおかれましては、多大なご不安とご迷惑をおかけすることとなりましたことを心よりお詫び申し上げます。

個人情報につきましては、法令などにに基づき、適正に管理することが求められており、職員一人一人が細心の注意を払う必要があることから、改めて職員に対し、個人情報の取り扱いについて周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

1 概要

- ・令和7年7月14日、障害児福祉手当認定に関する通知書を送付した際、A氏の通知書を誤ってB氏の通知書に同封し、B氏の通知書をA氏の通知書に同封して送付した。
- ・同年7月17日に誤送付を受けたB氏の保護者から通知書（A氏宛）の返却を受け、情報漏えいが判明したため、A氏及びB氏の保護者に対し、直接経緯を説明し謝罪した。
- ・現在のところ、二次被害の報告はない。

2 漏えいの原因

通知書の封入封かん作業をする際の確認が不十分であったことによる人的過失

3 漏えいした個人情報

氏名、住所、障害の程度及び状態、障害児福祉手当月額

4 今後の対応

- (1) 通知書の封入封かん作業を行う際には、複数の職員で封筒と文書の照合を行う。
- (2) 集中して作業を行うために、別室で作業を行う等の作業環境を整える。
- (3) 全ての個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報の保護に関する法律の順守徹底を周知する。